

2022年7月21日

各 位

会 社 名 データセクション株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 林 健 人
(コード番号：3905 東証グロース)
問い合わせ先 取締役 CFO 岩 田 真 一
TEL. 050-3649-4858

取締役及び従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての新株発行に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、下記【1】のとおり、当社及び当社子会社の取締役に対して、譲渡制限付株式報酬として新株発行（以下「本新株発行①」といいます。）を行うこと、並びに、下記【2】のとおり、当社及び当社子会社の従業員に対して、譲渡制限付株式として新株発行（以下「本新株発行②」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

【1】本新株発行①について

1. 本新株発行①の概要

(1) 払込期日	2022年8月19日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 96,184株
(3) 発行価額	1株につき 284円
(4) 発行価額の総額	27,316,256円
(5) 割当予定先	当社の取締役 3名(※) 85,621株 当社子会社の取締役 1名 10,563株 ※ 社外取締役を除きます。
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております

2. 発行の目的及び理由

当社は、2019年5月24日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を

対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議しました。また、2019年6月27日開催の第19回定時株主総会において、①本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額80百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、及び②譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

当社の取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年120千株以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、割当てを受ける対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

その上で、今般、当社は、当社及び当社子会社の取締役が当社株式を保有することにより、経営参画意識を高め、企業価値の継続的な向上を図るとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とし、本日開催の取締役会の決議により、当社の取締役3名(以下「対象取締役」といいます。)に対し金銭報酬債権合計24,316,364円を、当社子会社の取締役会の決定に基づき同子会社から同子会社取締役1名(以下「対象子会社取締役」といいます。)に対して金銭報酬債権合計2,999,892円を付与し(以下「本金銭報酬債権」といいます。)、ひいては当社の普通株式96,184株(以下「本割当株式」といいます。)を発行することを決定いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行①に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。なお、当社は、対象子会社取締役との間においても、概ね同様の譲渡制限付株式割当契約を締結する予定です。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、払込期日から当社の取締役を退任する日（ただし、当該退任の日が2023年6月30日以前の日である場合には、2023年6月30日）までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、払込期日から2023年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間（なお、対象役員の中の1名に対する役員割当株式の一部は、払込期日から2027年3月期に係る当社の定時株主総会の終結までの期間とする。以下、合わせて「本役務提供期間」という。）、継続して、当社の取締役の地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位を喪失した場合、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。ただし、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時が2023年6月30日以前の日である場合にはこの限りではない。

【２】本新株発行②について

1. 本新株発行②の概要

(1) 払込期日	2022年9月26日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 383,313株
(3) 発行価額	1株につき 284円
(4) 発行価額の総額	108,860,892円
(5) 割当予定先	当社の従業員 35名 249,980株 当社子会社の従業員 12名 133,333株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております

2. 発行の目的及び理由

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社及び当社子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対して、金銭債権合計108,860,892円を付与し、それを現物出資させて、本新株発行②により、当社の普通株式383,313株を付与することを決議いたしました。

本新株発行②においては、対象従業員は、当社又は子会社より支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行②に伴い、当社と対象従業員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。なお、当社は、対象子会社従業員との間においても、概ね同様の譲渡制限付株式割当契約を締結する予定です。

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、払込期日から5年間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の従業員の地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が譲渡制限期間中に、雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）、甲の取締役又は監査役への就任、死亡その他甲の取締役会が正当と認める事由により当社又は当社子会社の

従業員の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点（ただし、2023年6月30日以前の日に喪失した場合には、2023年7月1日）をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点又は対象従業員が当社又は当社子会社の従業員の地位を喪失した時点（ただし、上記(2)ただし書に基づき譲渡制限が解除される場合を除く。）において本譲渡制限が解除されていない本株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当然にこれを無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。ただし、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時が2023年6月30日以前の日である場合にはこの限りではない。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行①及び②は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権又は金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2022年7月20日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である284円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上